

（宛先）松山市長

申請者 郵便番号 ー  
住 所  
氏 名  
電話番号 ー ー

## 補助金交付申請書

令和 年度において松山市移住者住宅改修支援事業費補助金の交付を受けたいので、松山市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

## 記

|              |                                 |                                   |
|--------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 空き家の住所（地番）   | 松山市                             |                                   |
| 施工業者         | 業者名                             |                                   |
|              | 代表者名                            |                                   |
|              | 所在地                             |                                   |
|              | 電話番号                            | ー ー                               |
| 補助対象事業期間（予定） | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日             |                                   |
| 申請世帯の種別      | <input type="checkbox"/> 働き手世帯  | <input type="checkbox"/> 子育て世帯    |
| 空き家の種別       | <input type="checkbox"/> 自己所有   | <input type="checkbox"/> 賃借       |
| 補助対象事業の種別    | <input type="checkbox"/> 空き家の改修 | <input type="checkbox"/> 家財道具の搬出等 |
| 補助対象経費（税抜）   | 円                               |                                   |
| 補助金交付申請額     | ※太枠内は記入しないでください。<br>円           |                                   |

- ※ 「空き家の改修」と「家財道具の搬出等」を同時に行う場合は、それぞれ申請書類を作成してください。
- ※ 裏面に必要な添付書類及び申請の際に注意すべき重要事項が記載されていますので、必ずお読みください。
- ※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- ※ 「申請世帯の種別」、「空き家の種別」及び「補助対象事業の種別」の欄については、該当箇所をチェックしてください。

|         |   |
|---------|---|
| 添 付 書 類 | <p>(1) 補助対象事業を行う空き家の全景及び施工予定箇所の写真</p> <p>(2) 住民票の写し（原本）</p> <p>(3) 市税を滞納していないことを証する書類</p> <p>(4) 空き家の登記事項証明書又は売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し</p> <p>(5) 補助対象事業の見積書</p> <p>(6) 補助対象事業の内容が確認できる図面</p> <p>(7) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）</p> <p>(8) 確認済証の写し（確認済証が必要な補助対象事業を行う場合に限る。）</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※「空き家の改修」と「家財道具の搬出等」を同時に行う場合であって、それぞれ申請書を作成するときは、(2)(3)(4)の書類については原本を1通、コピーを1通提出すればかまいません。</p> |
|---------|---|

## 申請の際の注意点

- この申請は、申請書受付窓口でのみ受付をすることができます。各支所その他の市有施設の窓口、郵送等での受付はできませんので、御注意ください。
- この申請は、本人又本人が署名した委任状を持参した代理人が申請書受付窓口で行うことができます。
- この申請書で申請された補助対象経費は、補助金の額の計算の基礎となりますので、施工業者と十分話し合った上で申請してください。  
 なお、申請後、申請した工事内容及び工事費の変更は可能ですが、**補助金の額が増額する変更はすることができません**。工事内容及び補助金の額が減額する変更を行う場合は、別途手続が必要となりますので御注意ください。
- 補助金交付申請の受付は、予算の範囲内で随時行います。
- 補助金の交付決定前に着工した補助対象事業については、補助対象になりませんので御注意ください。
- 申請前や契約前に施工業者と十分話し合い、トラブルが発生しないよう努めてください。
- この補助制度において、不正な行為、虚偽の報告等が発覚した場合は、補助金交付後であっても補助金の返還を求めることがあります。
- この補助を受ける権利を他者へ譲渡することはできません。
- その他この補助事業に関し不明な点がございましたら、移住者住宅改修支援事業担当(松山市役所住宅課 電話:089-948-6349)までお問い合わせください。